相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区高輪三丁目二番地、最後の住所東京都目黒区目黒二丁目一二番一〇―B一一〇一号朝日ツイン目黒

被相続人　亡　金子　静江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月三十日

東京都千代田区永田町二丁目一四番二号山王グランドビル四〇四号室山王法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中村　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都小平市小川町一丁目三〇〇番地、最後の住所東京都青梅市根ケ布二丁目七二四番地聖明園寿荘　被相続人　亡　竹内　京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月三十日

東京都八王子市横山町五番一五号三井生命八王子ビル九階八王子ひまわり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　古川健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県飯山市大字飯山九八五番地、最後の住所東京都板橋区加賀二丁目一番一号北東京寿栄園　被相続人　亡　矢野　昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月三十日

事務所東京都世田谷区代沢五―一八―五

相続財産管理人　弁護士　巻淵眞理子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区白河二丁目一四番地四、最後の住所東京都墨田区八広二丁目五五番一三号第一あすなろ荘一〇一

被相続人　亡　樋口　隆利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月三十日

事務所東京都新宿区新宿二丁目一番三号サニーシティ新宿御苑四〇一NFT―ANNEX法律事務所

相続財産管理人　弁護士　齊藤悠紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県塩谷郡塩谷町大字船生五八八八番地、最後の住所島根県八束郡八雲村大字日吉三三三番地一三七　被相続人　亡　近藤　睦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月三十日

神奈川県横浜市南区三春台六二番地二五

相続財産管理人　横川　大昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市南町一九四番地、最後の住所石川県金沢市南町五番一〇号

被相続人　亡　小泉　重紀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月三十日

石川県金沢市尾張町一丁目八番一二号

相続財産管理人　弁護士　堀口　康純

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市茜部神清寺一丁目七八番地、最後の住所愛知県一宮市東五城字篭島二八番地有料老人ホームなごみ

被相続人　亡　栗木　英治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月三十日

岐阜県岐阜市尻毛二丁目三九番地三、事務所岐阜県瑞穂市本田一六九番地四司法書士KOYO事務所

相続財産管理人　中原　幸洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県安八郡神戸町大字神戸一五三番地一、最後の住所岐阜県安八郡神戸町大字神戸一五三番地の一　被相続人　亡　松岡　洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月三十日

岐阜県安八郡神戸町大字神戸一七三一番地の七

相続財産管理人　司法書士　藤井　武夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県幡多郡黒潮町伊田二一六六番地、最後の住所兵庫県尼崎市西難波町一丁目二八番七　被相続人　亡　岡村　久亀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月三十日

兵庫県尼崎市東難波町五丁目三〇番一七号アスパイア七番館三階澤田憲治法律事務所

相続財産管理人　弁護士　澤田　憲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市苦楽園四番町一六番、最後の住所兵庫県西宮市苦楽園四番町一六番三二号　被相続人　亡　鈴木　正紀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月三十日

兵庫県尼崎市東難波町五丁目三〇番一七号アスパイア七番館三階澤田憲治法律事務所

相続財産管理人　弁護士　澤田　憲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県岩国市阿品九七六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　相川　和雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月三十日

山口県岩国市麻里布町七丁目六番四号

相続財産管理人　奥　憲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県柳川市三橋町柳河六六七番地一、最後の住所山口県山口市大内御堀四三九番地七　被相続人　亡　都地　桂子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月三十日

山口県山口市秋穂東七六八番地二、事務所山口県山口市駅通り二丁目三番二三号山口法税務ビル

相続財産管理人　弁護士　小澤　克介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県前原市大字東一〇三番地の二、最後の住所福岡県糸島市前原西四丁目一一番一七号一〇七　被相続人　亡　王丸　智之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月三十日

福岡県福岡市中央区赤坂一―五―一一アバンダント八九―三〇二号

相続財産管理人　弁護士　野林　信行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分市金池町四丁目一四九五番地二、最後の住所大分県由布市挾間町鬼崎一六五番地一　被相続人　亡　三浦芙美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月三十日

大分市荷揚町九―一〇さくらビル二階

相続財産管理人　弁護士　中村　亮佑